

議案第 14 号

大口町部設置条例の一部改正について

大口町部設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 25 年 3 月 4 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、重要かつ緊急的な行政課題に対応する組織を必要に応じ
て設置することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町部設置条例の一部を改正する条例

大口町部設置条例（平成２０年大口町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第３条を第４条とし、第２条の次に次の１条を加える。

（推進室の設置）

第３条 町長は、重要かつ緊急的な行政課題に対応する等のため、必要により推進室を設けることができる。

附 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

大口町部設置条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>(推進室の設置)</u> <u>第3条 町長は、重要かつ緊急的な行政課題に</u> <u>対応する等のため、必要により推進室を設け</u> <u>ることができる。</u> (委任) <u>第4条</u> 略	(委任) <u>第3条</u> 略